



第Ⅲ部
經濟連携協定・投資協定

総論

経済連携に向けた規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ	553
2. 世界における経済連携の動向	554
(1) 世界全体の概観	554
(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向	555
①米州	555
②欧州	558
③アジア太平洋地域	560
(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携	566
①環太平洋パートナーシップ (TPP: Trans-Pacific Partnership)	566
②東アジア地域包括歴経済連携 (RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)	567
③アジア太平洋経済協力 (APEC)	568
3. 我が国における経済連携の取組	571
(1) 背景	572
(2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA について	573
①日シンガポール EPA	573
②日メキシコ EPA	573
③日マレーシア EPA	574
④日チリ EPA	574
⑤日タイ EPA	574
⑥日インドネシア EPA	575
⑦日ブルネイ EPA	575
⑧日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定	575
⑨日フィリピン EPA	576
⑩日スイス SEPA	576
⑪日ベトナム EPA	576
⑫日インド EPA	577
⑬日ペルー EPA	577
⑭日豪 EPA	577
⑮日モンゴル EPA	578
⑯環太平洋パートナーシップ (TPP) (署名済)	578
(3) 我が国が交渉中の EPA/FTA について	579
①日 EU・EPA (交渉中)	579

②東アジア地域包括的経済連携（RCEP）（交渉中）	580
③日中韓 FTA（交渉中）	581
④その他の我が国の EPA/FTA 交渉	581

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、EPA/FTA の数は急激に増加している。WTO への通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA (FTA や関税同盟等) は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、400 を超える RTA が通報されており、2017 年 2 月 2 日時点で GATT/WTO に通報された発効済 RTA は 432 件に上る¹。また、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を規定した国際投資協定 (IIA)² の締結数も世界的に増えている。我が国は、2017 年 2 月現在、17 か国との間で 15 の EPA/FTA を、24 の国・地域との間で投資協定をそれぞれ発効している。

EPA/FTA 急増の背景としては、いくつかの要因が考えられる。関税同盟である EU という巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTA (北米自由貿易協定) や AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の成立を促した。また、関税同盟や EPA/FTA の成立は、貿易転換効果³によって不利益を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・EPA/FTA 加盟国と関税同盟・EPA/FTA 等の地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。例えば、東アジアにおいては、ASEAN 域内での FTA (AFTA) が 1993 年に発効した後、「ASEAN+1」の FTA 網が形成され、2010 年 1 月までに、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドと ASEAN との FTA (物品分野) が発効した。(EPA/FTA を巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照)。

EPA/FTA は、特定の地域間で特別な取決めを定める協定であり、国際経済ルール上、WTO 体制の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT 及び GATS において、物品・サービスに関する地域貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件が定められている (第Ⅱ部第 16 章「地域統合」参照)。

しかしながら、WTO におけるマルチ (多国間) の

通商政策への取組と、二国間又は多国間の EPA/FTA の取組とは、相互に補完しうるものである。米国、EU、アジアの三大市場において進展する経済連携の取組や、アジア太平洋地域で APEC (アジア太平洋経済協力) において進められている地域協力の取組は、WTO の多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待される。WTO のラウンド交渉と比較して、EPA/FTA では、関税やサービスの自由化のみならず、WTO がカバーしていない投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、経済実態に即したルール、協定を協定締約国間で機動的に締結することが可能である。

具体的な EPA/FTA の締結によるメリットとしては、以下の点が挙げられる。

- i) 域内企業間の競争と、域内での経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する。
- ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTO においてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTO での同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のような EPA/FTA のメリットは、他国に先んじて EPA/FTA を締結することによって得ることができるが、他方、第三国間で EPA/FTA が締結さ

¹ WTO ウェブサイトより http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

なお、ここでいう RTA の数は、WTO への通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含む RTA を 2 つの RTA としてカウントしたもののだが、当該 RTA を 1 つの RTA と数えた場合、2017 年 2 月 2 日時点での発効済 EPA は 271 件となる。

² 国際投資協定の中でも、二国間の投資協定は BIT (Bilateral Investment Treaty) と呼ばれる。

³ 締結国に限定された関税の削減や撤廃により、締結国より安い価格で財を生産できる他国からの輸入が、締結国からの輸入に転換されるという効果。

れることになれば、先に述べた貿易転換効果により、EPA/FTA を締結していない国やその企業はこれらのメリットから除外されることになる。したがって、WTO 体制を支え、かつ、EPA/FTA のメリットを享受することが肝要である。

本報告書の第 I 部、第 II 部では、WTO 協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増する EPA/FTA や投資協定で規律されるルールについても、各国政府による

遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体の WTO 協定との整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点もふまえ、第 III 部においては、日本が締結した EPA/FTA 及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結された EPA/FTA や投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

2. 世界における経済連携の動向

(1) 世界全体の概観⁴

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速させた。EU の域内市場統合計画による単一市場の形成（1992 年）、NAFTA 発足（1994 年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、国内経済構造の改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTO シアトル閣僚会議の決裂（1999 年）は、WTO における多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間での EPA/FTA 締結を世界的な潮流として、更に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、EPA/FTA に関して以下三点の新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来の FTA の要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含む

EPA を我が国が結んできたのはその一例）。

近年の EPA/FTA の第二の特徴としては、「地域統合」型の EPA/FTA や広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。WTO のカンクン閣僚会議決裂（2003 年 9 月）後の米州における「地域統合型」の EPA/FTA の進捗は特に著しく、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が 2003 年 12 月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国との FTA（米国-中米-ドミニカ共和国自由貿易協定、DR-CAFTA）も 2004 年 8 月に署名され、国ごとに順次発効した。アジア太平洋地域では、2010 年 3 月に TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が開始したほか、2013 年 3 月には日中韓 FTA 交渉が、2013 年 5 月には東アジア地域全域をカバーする RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（ASEAN10 カ国と日中韓印豪 NZ が参加）交渉が、それぞれ開始された。なお、TPP は 2015 年 10 月に大筋合意、2016 年 2 月に署名に至っている。

更に、第三に、近隣国間での「地域統合」型の EPA/FTA とともに、近接しない国・地域間での EPA/FTA を締結する動きが活発化していることが挙げられる（1985 年の米イスラエル FTA を端緒に、EU メキシコ FTA、EFTA メキシコ FTA、韓 EU・FTA、米韓 FTA、EU 南アフリカ FTA など。日本も中南米諸国と EPA/FTA を締結している。）。

⁴ 各国・地域別の FTA 締結状況については、WTO や JETRO のウェブサイト上に記載がある。

<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/reports/07001093>

EPA/FTA を締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、EPA/FTA がないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い、政治外交上の理由等があると考えられる。

(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

本項においては、加速化する各地域の地域経済統合の動きを概説する。日本にとって関わりの深い米州、EU、東アジア・アジア太平洋地域それぞれの地域統合・経済連携の動きを地域ごとに以下概説する。また、米国、EU、中国、韓国をはじめとする各国の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組に向けた主な動きを概説する。

① 米州

米州においては、北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement)、南米南部共同市場 (MERCOSUR)、アンデス共同体 (CAN : Comunidad Andina)、太平洋同盟 (Alianza del Pacifico) の 4 つの主な地域統合の動きが見られる。また、本稿では、米州における地域統合に向けた各国の動きとして米国、メキシコ、チリの 3 カ国を取り上げる。

(a) 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement) の概観

カナダ、米国、メキシコの 3 カ国で構成される北米自由貿易協定 (NAFTA) は、1992 年 12 月に調印され、1994 年 1 月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則 (域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等) に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。NAFTA 諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、既にチリ、ペルー、ホンジュラス、コスタリカ、コロンビア、パナマとの間

では、カナダ、米国、メキシコの 3 カ国とも FTA を締結している。

(b) 南米南部共同市場 (MERCOSUR : Mercado Comun del Sur) の概観

1995 年 1 月に発効した南米南部共同市場 (メルコスール) は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの 6 カ国で構成される関税同盟である (ボリビアは 2012 年 12 月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。パラグアイは 2012 年 6 月から関連会合への参加権が停止されていたが、2014 年に復帰。)。また、チリ、ボリビア、ペルー、コロンビア、エクアドルと自由貿易協定を締結し、キューバ、メキシコと特定分野について相互の関税を一定期間削減する経済補完協定を締結している。EU との FTA 交渉については、2000 年 4 月に交渉を開始後、農産品等の扱いで交渉が一時頓挫したが、2010 年 5 月に交渉再開が宣言された。EU がメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールは EU に対して農産物・食品市場の一層の開放を求めている。

アンデス共同体とは 2003 年 12 月に FTA を締結し、2005 年 6 月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メルコスールはイスラエル (2007 年署名、2009 年発効)、南部アフリカ関税同盟 (SACU) (2009 年署名、2016 年発効)、エジプト (2010 年署名、未発効)、パレスチナ (2011 年署名、未発効) とも FTA 交渉を終えているほか、中国、韓国、インド、パキスタン、湾岸協力理事会 (GCC)、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構 (SICA : グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ)、カリブ共同体 (CARICOM : カリブ諸国 14 カ国と 1 地域) との間で特惠貿易協定 (PTA) 交渉及び共同研究等を通じて、将来の FTA 交渉の可能性を視野に入れた取組を進めている。我が国との関係では、日・メルコスール経済緊密化のための対話を過去 3 回開催 (2012 年、2015 年、2016 年)、両国の EPA/FTA の

取組について情報交換を行った。

(c) アンデス共同体 (CAN : Comunidad Andina) の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4カ国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明。2005年7月、メルコスール諸国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟）。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃しており、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致や、コロンビア、ペルー、エクアドル3カ国の対米個別FTA交渉が開始したことに伴い、2006年2月のアンデス共同体通商大臣会合において新対外共通関税の発効を2007年1月31日まで停止することで合意された。その後、2014年12月31日まで停止期限の延長を行った。他地域との間では、2006年6月にEUとの経済連携協定の交渉開始を求めるEU首脳宛書簡に4カ国首脳が署名し、2007年6月にEUとアンデス共同体とのFTA交渉が開始された。しかし、交渉は、2009年1月からEUとコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2010年3月にEUとコロンビア、ペルーとの間でのみ大筋合意し、2012年6月にEU・コロンビア、ペルー通商協定の署名に至った。アンデス共同体域内国と米国との二国間FTAについては、2009年2月にペルーとのFTAが発効し、2006年に署名したコロンビアとのFTAについても、再合意を経て2012年5月に発効した。

(d) 太平洋同盟 (Alianza del Pacífico) の概観

2012年6月に署名された太平洋同盟 (Alianza del Pacífico) は、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4カ国によって枠組み条約に署名され

た地域経済統合協定である。太平洋同盟の構成や参加資格等、太平洋同盟の組織や体制について規定する「太平洋同盟枠組協定」は、2015年7月20日に発効した。2014年2月10日に開かれた第8回太平洋同盟首脳会合において、域内関税について92%の品目で即時撤廃、残り8%を最長で17年かけて段階的に完全撤廃することなどを内容とする追加議定書が2015年7月3日には第10回首脳会合が開催され、パラカス宣言が採択された。

当該宣言では、物品、サービス、資本及び人のより自由な移動を実現するため、深化した統合地域の建設を進展させる決意や、他の統合メカニズムと連携していく意思が示された。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き (i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 及びイスラエルとの二国間FTA以外にはFTAを締結していなかったが、2002年通商法 (貿易促進権限 (TPA) を含む) の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとしてFTA交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月のWTOカンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTAを単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模でFTAを展開する意図を示している。中米5カ国 (エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ) 及びドミニカ共和国とのFTA (DR-CAFTA) については、2004年8月に署名、2005年7月に議会承認が行われ、2009年1月にコスタリカとのFTAが発効したことにより、6カ国全てとFTAが発効している。

また、オマーンとのFTAは、2006年1月に署名、2009年1月に発効した。更に、アンデス諸国 (コロンビア、ペルー) とのFTAについては、ペルーとの間で2006年4月署名、2007年12月議会承認、2009年2月に発効した。2006年に署名したコロンビアについても、再合意を経て2012年5月に発効した。また、パナマとのFTAについては2007年6

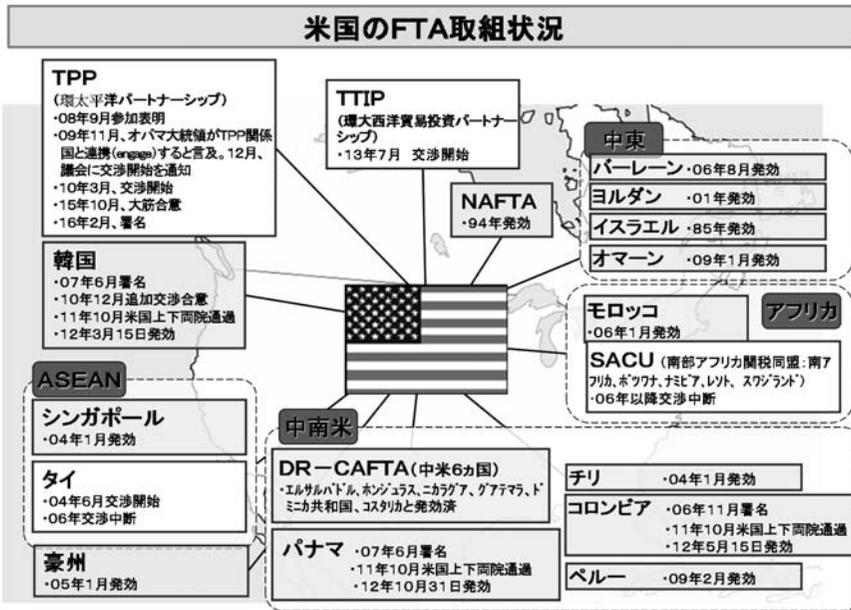
月に署名し、2012年10月に発効した。2007年6月に署名した韓国とのFTAは、当初アメリカ議会での批准の見込みが立っていなかったが、両国間で改めて交渉を実施した結果、2010年12月に再度の交渉合意に至り、2011年2月交換公文を取り交わした。その後、両国議会の承認を経て、2012年3月に発効した。

2015年2月時点では、以上の他、シンガポール、チリ（いずれも2004年1月）、豪州（2005年1月）、モロッコ（2006年1月）、バーレーン（2006年8月）との間でFTAが発効している。

その他、米国が交渉を開始した協定として、南部アフリカ関税同盟（SACU：ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド）、タイとのFTAがある。また、2006年11月には、APEC地域におけるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を提案した。2009年11月には、オバマ大統領が環太平洋パートナーシップ（TPP）への関与を表明し、

翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2010年3月には、第1回TPP交渉会合が行われ、2015年10月に大筋合意に至り、2016年2月に署名された。（TPPの動きについては3.（2）⑩環太平洋パートナーシップの項を参照）

また、欧州連合（EU）との間では、2011年11月に設置された「FTA交渉開始に向けた高級作業部会」が、2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受けて、同月の米EU首脳共同声明にて、環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）協定の交渉入りに向けた手続開始が宣言され、2013年7月に第1回交渉会合が開催された。2017年2月末までに15回の交渉会合が開催されている。



(ii) メキシコ

メキシコは、2005年4月に発効した日メキシコEPAをはじめ、これまで、米国、カナダ、EU(EUの項参照)、EFTA、イスラエル、コロンビア、ペルー、チリなど中南米の国々と計13本のFTAを締結している（2015年4月20日に新たにパナマとのFTAを批准）。韓国とのFTA交渉については、2006

年2月から交渉を開始したが、当時韓国が対米FTA交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられず、2007年8月、当初目指していた「戦略的経済補完協定」からFTAに格上げして締結交渉を開始することを発表したものの2008年6月以降は交渉が事実上中断していた。その後、2012年6月の韓国・メキシコ首脳会

談で、交渉再開に合意したが、これまでのところ交渉進展についての目立った発表はなされていない。(TPPの動きについては3.(2)⑯環太平洋パートナーシップの項を参照)

(iii) チリ

チリはこれまで、日本、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア、豪州、トルコ、マレーシア、ベトナム、EU、タイ、ベトナム等とは経済連携協定を、シンガポール、NZ、ブルネイとは環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を、ボリビア、エクアドル、メルコスール、ベネズエラ、キューバ等とは経済補完協定を、インドとは特惠貿易協定(PTA)を署名又は発効させている。なお、2016年10月には、ウルグアイとFTAに署名し、チリとメルコスールの経済補完協定に加えて、電子商取引、労働、環境など新たなテーマが追加された。

② 欧州

(a) 欧州連合(EU: European Union)の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体(EEC)は、「モノ・サービス・人及び資本」の4つの移動の自由化を実現した共同市場の創設を目指すもので、1968年に関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、1992年を期限とする域内市場統合計画の完成による域内障壁の撤廃を経て、1993年には経済・通貨の統合だけでなく政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約が発効し、12カ国で構成される「欧州連合(EU)」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15カ国となった。更に同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10カ国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが2004年5月に正式加盟し、25カ国となった。また、ルーマニア及びブルガリ

アが2007年1月に加盟した。

拡大を続けるEUでは、求心力の維持と統合の深化を図るために、2004年に欧州憲法条約を採択し、同年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が批准することとなったが、フランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。このため2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、リスボンにおいて改革条約(「リスボン条約」)の署名が行われ、全加盟国による批准のプロセスを経て2009年12月1日に発効した。2013年7月にはクロアチアが新たに加盟し、EUは28カ国体制に移行した。

2014年5月には、リスボン条約発効後、初めての欧州議会選挙が実施された。同年11月には、ルクセンブルクからユンカー欧州委員会委員長が、同年12月には、ポーランドからトゥスク欧州理事会議長が就任し、EUの新体制が発足した。

(b) EUの地域統合及び主要国との経済連携強化の取組

EUは、周辺諸国とのFTAを積極的に推進してきた。1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6カ国)と、ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力を強化、拡大させた「欧州経済地域(EEA: European Economic Area)」を発足させた。また、地中海諸国との間においても1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、シリアを除く地中海諸国と連携協定を結んで自由貿易協定を創設。現在これをさらに深化させ、サービスや投資、政府調達、規制分野を含めた自由貿易協定を目指している。

EUは、これら周辺諸国以外にも、広範な地域とFTAを通じた地域協力関係の構築を進めている。

1975年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国(ACP諸国)77カ国とは、2000年6月にロメ協定を改めてコトヌー協定を締結した。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ(アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域)との交渉が開始された。2007年末までにACP内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っていたが、合意できたのはカリブ海地域のみだった(2008年10月に調印)。その後、アフリカを5地域に分けて見直し交渉を進めた結果、西部アフリカ地域とは2014年7月に署名を行い、南部アフリカ地域とは2016年に暫定適用した。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。さらに、2016年5月より、EUとの改定交渉を開始した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過度の依存を緩和するとともに、ハブ機能を持つことになった。また、EUは、チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定を2002年11月に発効した。更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU-メルコスール連合協定交渉が、2000年4月に開始された。双方の間では、農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりが大きく、交渉は一時頓挫したものの、2010年5月に交渉を再開した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力理事会(GCC:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連

邦)とは、1990年にFTA交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002年に交渉を再開している。2008年にはGCCにより交渉が停止され、その後非公式な協議が行われている。

アジア諸国については、2006年10月に発表された欧州委員会の対外戦略を記した「Global Europe competing in the world」において、韓国、ASEAN、インドとのFTA交渉に高い優先順位を設定している。これを受けて、韓国とは、2007年5月から交渉を開始し、2015年12月に暫定適用した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2012年6月のEUインド閣僚会合では「2012年末までに集中的な作業計画を行うこと」に合意しており、2013年からは専門家会合及びハイレベルでの折衝を行っている。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、これまでに7度の交渉を実施したが、2009年3月に交渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなった。まず、シンガポールとは2010年3月に交渉を開始し、2013年9月に多くの部分について仮調印を行い、2014年10月に完全合意に達した。マレーシアとは2010年10月に交渉を開始し、一時中断していたものの2015年7月に交渉を再開した。ベトナムとは2012年6月に交渉を開始し、2015年8月に合意した。インドネシアとは、16年7月交渉開始した。

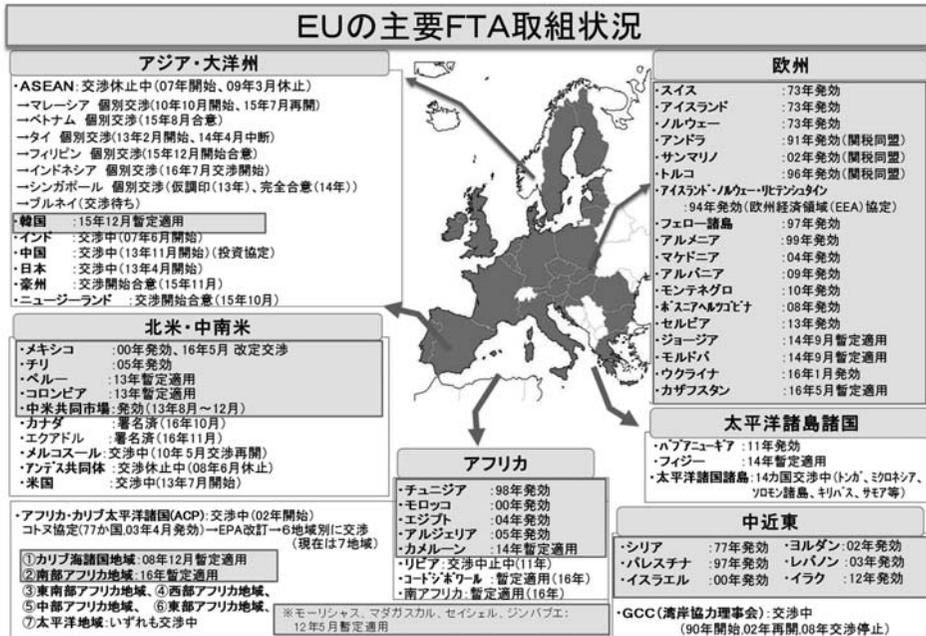
カナダとも、2009年10月から交渉を開始し、2014年9月オタワでのカナダ-EUサミットで交渉を終了した旨宣言した。その後、2016年10月、ブラッセルでのEUカナダサミットで、EU・カナダ包括的経済・貿易協定(CETA)に調印した。

米国とのFTAについては、2011年11月に設置されたFTA交渉開始に向けた高級作業部会が2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受けて、2013年7月から交渉を開始し、16年10月まで計15回の交渉を実施した。

欧州委員会は2015年10月に、EUの新たな通商投資政策(「すべてのための通商:より責務ある通商投資政策に向けて」)を公表し、①ドーハ・ラウ

ンド、米国との FTA、日 EU・EPA 及び中国との投資協定の妥結を優先、②オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、インドネシアのような太平洋地域、アフリカとの新たな交渉の開放、③

メキシコ、チリとの F T A 及びトルコとの関税同盟の現代化を対外通商戦略として言及した。（日 EU 間の動きについては 3. 我が国における経済連携の取組参照）



③ アジア太平洋地域

(a) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area) の概観

AFTA は、1992 年 1 月の ASEAN 首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟 10 カ国による自由貿易地域である。1993 年 1 月より、共通実効特惠関税 (CEPT : Common Effective Preferential Tariff) 制度に基づいて、域内関税を段階的に引き下げることとしており、当初は 2008 年までに適用品目 (IL) の域内関税を 0~5% まで引き下げることを目標としていた。しかしながら、その後数次にわたり AFTA の加速化・深化が図られ、1994 年の AFTA 評議会では域内関税引き下げの期限が 2003 年に前倒しされ、1998 年 12 月の ASEAN 首脳会議では、ASEAN 先発加盟国 (フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア) について、引き下げ期限がさらに 2002 年に前倒しされた。加えて、1999 年の AFTA 評議会及び ASEAN 首脳会議では関税引き下げの目標を「0~5%」から「関税撤廃」とした上で、

IL の関税撤廃期限を先発加盟国については 2010 年まで、新規加盟国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) については 2015 年までとすることが宣言された。さらに、2004 年 11 月の ASEAN 首脳会議において、優先 11 業種 (木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光) のうち、航空・観光を除く製造業 9 業種において、当初予定より 3 年間前倒して、先発加盟国においては 2007 年までに、新規加盟国においては 2012 年までに域内関税を撤廃することに合意し、予定通り実行された。その結果、先発加盟国の IL 関税引き下げは 2002 年に、IL 関税撤廃は 2010 年に、新規加盟国の IL 関税撤廃は、総品目数の 7% にあたる一部品目を除き 2015 年 1 月に達成された。なお、この一部品目については 2018 年まで関税撤廃が猶予されている。2016 年 1 月時点での総品目数に対する関税撤廃率は、原加盟国平均で 99.2%、新規加盟国で 90.9%、ASEAN 全体で 96.0% となっており、例外品目が極めて少ない高水準の FTA になってい

る。

また、さらなる ASEAN の経済統合の深化を目指して、2003 年 10 月に開催された ASEAN 首脳会合の「第 2ASEAN 協和宣言」において、AFTA・ASEAN サービス貿易枠組合意 (AFAS)・ASEAN 投資地域枠組合意 (AIA) といった既存の取組を包含して、ASEAN 経済共同体 (AEC: ASEAN Economic Community) を 2020 年までに設立することが宣言された。その後、2007 年 1 月の ASEAN 首脳会合では、経済共同体を含む「ASEAN 共同体」を 2015 年に前倒して創設することが決定され、同年 11 月の ASEAN 首脳会合では、法的拘束力のある「ASEAN 憲章」が署名され、AEC の 2015 年までのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された。ASEAN 憲章は 2008 年 12 月に発効し、従来の緩やかな共同体を特徴付けていた「全会一致」の原則は維持されつつも、経済関連問題については「全会一致」によらない柔軟な方式が取り入れられた。また、AEC ブループリントは AEC に関する各分野の目標とスケジュールを定めたもので、4 つの戦略目標と 17 の分野が示されている。その中で、AFTA-CEPT 協定を包括的な協定として見直すことが記載されており、2009 年 2 月には、CEPT 協定に替わる「ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)」が署名され、貿易円滑化、税関、任意規格・強制規格及び適合性評価・衛生植物検疫・貿易救済措置の 5 分野が追加された。同様に、投資分野についても、ASEAN 投資促進・保護協定 (IGA) と ASEAN 投資地域枠組合意 (AIA) を統合・改定した「ASEAN 包括的投資協定 (ACIA)」が署名された。尚、ASEAN では AEC ブループリントの着実な実行を促すためスコアカードを導入しており、ブループリントに記載された取組の進捗を評価している。2012 年 8 月の東アジアサミット (EAS) 経済大臣会合では、ERIA がその進捗状況をまとめた中間レビューの報告を行った。2015 年 11 月の ASEAN 首脳会合では、同年 10 月 31 日時点で優先事業の 92.7%、全事業の 79.5% が達成されたこと、及び同年 12 月 31 日に AEC を含む ASEAN 共同体が設立することが宣言された。

しかしながら、同首脳会合で採択された ASEAN 共同体設立文書において、ASEAN 共同体の設立は ASEAN 統合のマイルストーンに過ぎず、2016 年に

降もさらなる統合の深化に向けた取組を実施することが表明され、2025 年までの新たなロードマップである「AEC ブループリント 2025」が発表された。AEC ブループリント 2025 においては、ATIGA の更なる強化、ACIA の着実な実施に加え、AFAS を全面的に刷新する ASEAN サービス貿易協定 (ATISA) の交渉加速及び実施が掲げられている。

(b) ASEAN を巡る動き (「ASEAN+1」の取組)

近年、ASEAN の成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及び EU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド (ANZCER) 等が、ASEAN との EPA/FTA 締結への動きを活発化させている。

(i) 中国 ASEAN FTA

中国 ASEAN FTA については、2000 年 11 月の首脳会議で、朱鎔基首相が提案し、2001 年 11 月の首脳会議では、①中国 ASEAN 間の「経済協力枠組み」を確立し、10 年以内に「中国 ASEAN 自由貿易地域 (FTA)」を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目 (いわゆる「アーリーハーベスト」) を、今後の協議により決定することに合意した。2002 年 1 月からの実務者会合を経て、6 月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11 月の首脳会議で、10 年以内の中国 ASEAN FTA の創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、同協定は 2003 年 7 月 1 日に発効した。2004 年 11 月には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名し、2005 年 7 月から関税引き下げを開始し、2010 年 1 月には ASEAN6 カ国において対象品目の 9 割について関税が撤廃された。また、2007 年 1 月に署名された「サービス貿易協定」は同年 7 月に発効、2009 年 8 月に署名された「投資協定」は 2010 年 1 月に発効した。

(ii) 韓国 ASEAN FTA

韓国 ASEAN FTA については、2004 年 3~8 月の専門家共同研究会後、2004 年 11 月の韓 ASEAN 首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009 年 1 月 1 日までに全品目の 80% の関税を撤廃することに合意した (CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベト

ナム)は別途設定)。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓国ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名(タイを除く)し、2007年6月より関税引き下げを開始した。また、2007年11月に「サービス貿易協定」に署名(タイを除く)し、2009年5月に発効した。2009年2月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6月には投資協定が署名された。韓国及びASEAN6カ国は2012年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。なお、CLMV諸国のノーマルトラックについては、2013年(ベトナム)/2015年(CLM)の1月1日までに少なくとも品目数の半分を0~5%に、2015年(ベトナム)/2017年(CLM)の1月1日までに品目数の9割を0~5%に、2018年(ベトナム)/2020年(CLM)の1月1日までに全品目の関税撤廃という段階を踏んで削減される。

(iii) インドASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008年8月に合意に至り、2009年8月に署名され、2010年1月から発効した。2011年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10カ国全ての国との発効に至った。また、インドとASEANは、2012年12月20日、サービスと投資分野のFTAの締結にも合意し、2014年11月に全加盟国間で署名された。

(iv) 豪州・ニュージーランド(CER)ASEAN FTA

2002年9月のASEAN・CER経済大臣会合において、豪・NZ(豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定: Closer Economic Relations)とASEANは「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言(FTAは含まれな

い)に署名した。これによりASEANとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築が合意された。また、2010年までにASEANとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN—豪・NZ記念首脳会議の合意に従い、ASEAN—豪・NZとのFTA交渉が2005年2月に交渉を開始した。2008年8月に物品分野に加え、サービス、投資、知的財産を含むFTAに合意し、2009年2月に署名され、2010年1月に豪州、NZ、ブルネイ、マレーシア等8カ国との間で発効し、2012年1月全ASEAN諸国との間で発効した。なお、2010年5月から開始された協定見直し交渉が、2013年12月に合意、2014年8月には署名、2015年10月に第一改訂議定書が発効し、原産地規則の統合・簡素化等が図られた。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にEPA/FTA締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーランド(2001年1月)、日本(2002年11月)、欧州自由貿易連合(EFTA、2003年1月)、豪州(2003年7月)、米国(2004年1月)、インド(2005年8月)、ヨルダン(2005年8月)、韓国(2006年3月)、パナマ(2006年7月)、ペルー(2009年8月)、中国(2009年1月)コスタリカ(2013年7月)、GCC(2013年9月)、台湾(2014年4月)との間でEPA/FTAを発効した。また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を発効させており(2006年5月:ニュージーランド、同年7月:ブルネイ、同年11月:チリ)、TPP協定交渉を主導した。EUとの間では、2010年3月に交渉を開始し、2013年9月に仮調印した。EU理事会と欧州議会での承認や加盟国による批准手続きが必要であり、発効は、2017年ごろとなる見込みである。さらに、パキスタン、カナダ、ウクライナ等とは現在交渉中である。また、トルコとのFTAについては、2015年11月に署名が完了した。(批准手続き未了)

(ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出した。既に豪州(2005年1月)、ニュージーランド(2005年7月)、日本(2007年11月)、ペルー(2011年12月)、チリ(2015年11月)との間ではFTAが発効している。バーレーン、インドとの間ではFTA 枠組み協定を締結したが、バーレーンとはGCCが単独でのFTAを認めなかったことから頓挫し(タイはGCCとの交渉を優先する方針)、インドとは全体交渉を継続中(EHは実施済み)となっている。また、パキスタン(2015年9月開始)、トルコ(合意済み)との交渉は進展が見られるものの、米国(2004年6月開始)、EFTA(2005年10月開始)との交渉は、タイの政治混乱等の理由により停滞している。

なお、TPPについては、2012年11月の米タイ首脳会談において、TPP交渉参加への関心を表明したが、国内手続の関係もあり、交渉参加には至らなかった。しかし、2015年10月のTPP大筋合意後の11月20日に、マレーシア・クアラルンプールで日タイ首脳会談が開催され、プラユット首相よりTPP参加への関心が述べられた。

(iii) マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。これまでに、日本(2006年7月)とパキスタン(2008年1月)、ニュージーランド(2010年8月)、インド(2011年7月)、チリ(物品のみ、2012年2月。サービス・投資については交渉中)、豪州(2013年1月)、トルコ(2015年8月)との間で、EPA/FTAが発効している。マレーシアは、TPP交渉に2010年12月に正式に参加したほか、

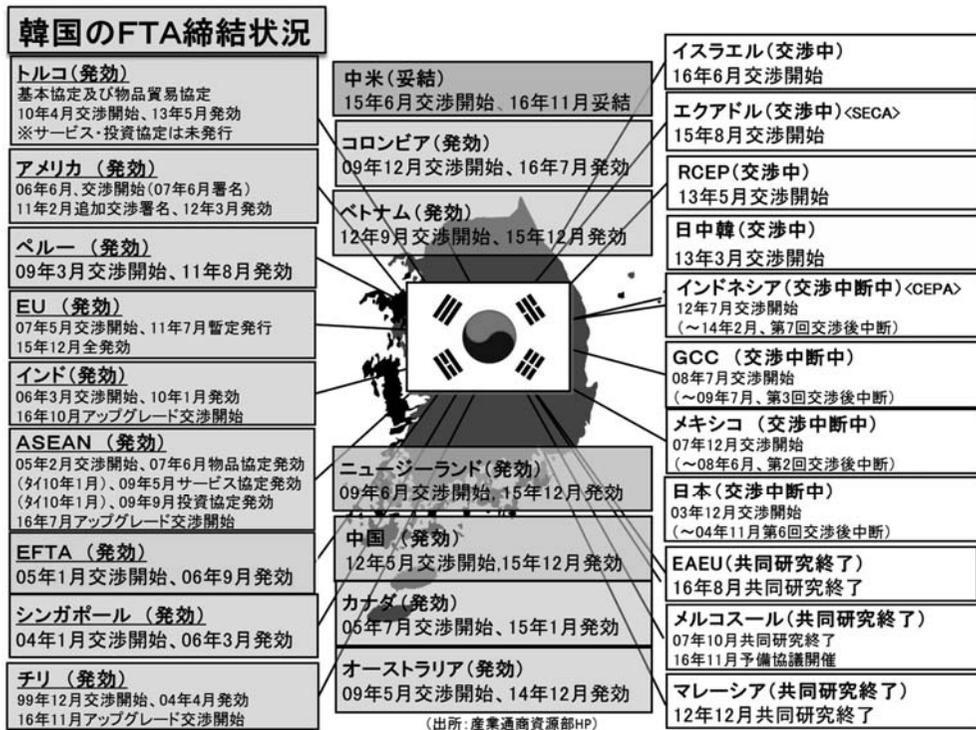
2010年にはEUとのFTA交渉も開始し、2012年4月までに7回の交渉が行われた後、一時交渉が中断していたが、2015年7月に再開している。

(iv) 韓国

2017年1月末現在の韓国のFTA推進状況を見ると、12カ国(チリ、シンガポール、インド、ペルー、米国、トルコ、豪州、カナダ、中国、ニュージーランド、ベトナム、コロンビア)・3地域(EFTA、ASEAN、EU)との間でEPA/FTAを発効しており、中米とは2016年11月に交渉妥結している。また、日中韓、RCEP、エクアドル、イスラエルが交渉中である。一方、日本(2004年11月以降中断)、メキシコ(2008年6月以降中断)、GCC(2009年7月以降中断)、インドネシア(2014年2月以降中断)との交渉は依然として中断されたままである。

2017年1月に産業通商資源部が発表した「2017年産業通商資源部業務報告」では通商政策の方向性について、日中韓FTA交渉の加速化やRCEPの速やかな妥結について言及したほか、成長潜在力の高い戦略市場を中心にFTAネットワークを改善・拡大していくことを発表した。具体的には最近交渉を開始したイスラエルやエクアドルとのFTAの妥結推進、メルコスールやメキシコとの交渉開始、EAEUFTAの交渉開始基盤の造成を推進するとしている。さらに英国のBrexitに対応し、韓英FTAについても集中的に議論するとしている。

なお、昨今の保護貿易主義の拡大、多国通商体制の弱体化などの通商環境の変化を踏まえ、2013年6月に策定した「新通商ロードマップ」を、2017年3月にアップグレードする予定である。



(v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。現在までに、香港、マカオ、ASEAN、チリ、パキスタン、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、コスタリカ、アイスランド、スイス、韓国、豪州とのEPA/FTAを発効した（なお、台湾との間では経済協力枠組協定（ECFA）を発効済みであり、ASEAN、チリ、ニュージーランド、シンガポールとは、内容の拡充などグレードアップの可能性を検討することで合意している。）。また、ジョージアとはEPA/FTA交渉を終了し、2016年10月に実質的合意をした。そして、南部アフリカ関税同盟（SACU）とは2004年6月から、湾岸協力理事会（GCC）とは2005年4月から、

ノルウェーとは2008年9月から、日中韓三か国では2013年3月から、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）では2013年5月から、スリランカとは2014年9月から、モルディブは2015年9月から交渉を行っている。なお、南部アフリカ関税同盟（SACU）とは2004年6月に、イスラエルとは2015年3月に交渉開始を宣言したものの具体的な交渉は行われていない。また、コロンビアとは2012年5月、モルドバとは2015年1月、ネパールとは2016年3月、モーリシャスとは2016年11月に、それぞれ共同研究に合意している。なお、インドとは2007年10月にFTAの可能性に関する共同研究を終了した。

目指すことで一致したが、交渉妥結には至っていない。インドネシアとの間でも、2010年11月に FTA 交渉開始に合意し、更に 2011年10月には、包括的経済連携協定(CEPA)に向けて交渉を進めていくことで合意し、2012年9月に CEPA 交渉を開始した。また、2008年11月には、TPP 交渉への参加も表明、2010年3月から交渉に参加している。

(viii) ニューージーランド

ニューージーランドは、これまでに豪州、シンガポール、タイ、中国、ASEAN-豪、マレーシア、香港との CEP/FTA を発効しているほか、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を発効、さらに韓国との FTA が 2015年12月20日に発効した。2009年10月には GCC との間で最終合意済みであり、現在もインド(2010年4月交渉開始)との間で交渉を継続している。2011年2月には、ロシア-ベラルーシ-カザフスタンとも交渉を開始したほか、2015年10月には、EU との FTA の正式な交渉開始に向け、交渉の範囲と全体的なアプローチの方法について協議を開始することとなった。また、TPP 交渉についても、2010年3月の第1回交渉会合から参加している。

(ix) 南アジア自由貿易圏(SAFTA)

2004年1月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7カ国(インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ)が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国(インド、パキスタン、スリランカ)が最高税率を20%に削減、LDC国は同様に30%まで削減し、インドおよびパキスタンは2012年末までに5%以下に引き下げ、スリランカは2013年末までに5%以下に引き下げた。

(x) ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ(BIMSTEC)

BIMSTEC は、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7カ国で構成されている。2004年2月、バング

ラデシュを除き、FTA 枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに19回の交渉が行われており、19回目の交渉では、2012年7月1日からの加盟国間での関税譲許の実施が決定された。サービスと投資については交渉が継続している。

(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

本項では、上記で述べてきた経済連携に加え、東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携の動きを関して概説する。

① 環太平洋パートナーシップ(TPP : Trans-Pacific Partnership)

2005年、シンガポール、ニューージーランド、チリ、ブルネイの4カ国は、環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership : P4)に署名した。P4は、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向した FTA であり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えたものであった。

2008年3月、米国はP4で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後9月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11月にペルーにて開催された APEC 閣僚会議の際には、豪州、ペルーが参加を表明し、続いてベトナムも将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。

その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領が関係国と連携(engage)していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010年3月にP4の4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えて第1回 TPP 協定交渉会合が豪州にて実施された。2010年10月の交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わるとともに、同年12月の交渉会合からはベトナムが正式に交渉参加国となった。また、交渉

参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012年10月にTPP交渉への参加が正式に認められた。

(日本のTPP交渉参加以降に関する経緯の詳細は3.(2)⑩環太平洋パートナーシップを参照)

② 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアの東アジア経済協力 (EAEC) 構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議が開催 (以後常設化) され、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年に東アジアビジョングループ (EAVG) が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議へ報告し、2002年には東アジアスタディーグループ (EASG) が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」を挙げており、2005年4月、専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究会が開始され、2006年7月、ASEAN+3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年8月のASEAN+3経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月の首脳会議で専門家による第2フェイズ研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2009年8月のASEAN+3経済大臣会合及び同年10月の首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年のASEAN+3首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議 (EAS)」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割 (significant role)」を果た

すことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきが強まり、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」EPA/FTAの取組が進展したことから、16カ国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、CEPEA民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第3回EASでは、「東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA)」の正式設立の合意がなされた。

CEPEAの専門家研究については、2008年6月までに計6回の会合を開催し、その結果報告を取りまとめた。2008年8月には、ASEAN+6経済大臣会合でこれを報告し、継続が合意された第2フェイズ研究は、2008年11月から2009年7月までの間に計4回の会合が開催され、最終報告書が取りまとめられた。2009年8月のASEAN+6経済大臣会合及び同年10月の第4回EASにおいて、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野 (原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力) の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA等の広域的FTAの実現に向けて、5つのASEAN+1FTAの比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域 (EAFTA) 及び東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ (物品、サービス、投資) の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN及び対話国 (日中韓印豪NZ) の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議において

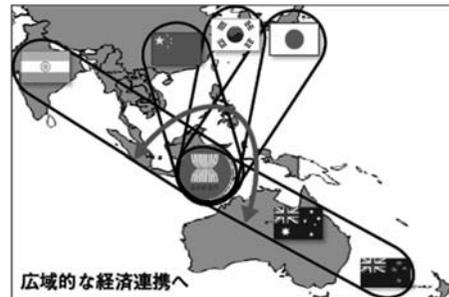
は、貿易円滑化に関する 4 つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、2012 年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN 側から、これまでの EAFTA、CEPEA の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP: アールセップ) の枠組みの提案があり、歓迎された。

その後、2012 年 8 月の ASEAN+FTA パートナーズ経済大臣会合において、RCEP の「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11 月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年 11 月には、ASEAN 関連首脳会合において、RCEP の「交渉の基本指針及び目的」を 16 カ国 (ASEAN+日中韓印豪 NZ) の首脳間で承認し、RCEP 交渉の立上げが宣言された。「RCEP 交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指すこと、既存の ASEAN との FTA を上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP 交渉は、2013 年早期に最初の交渉会合を開催し、2015 年末までに交渉完了を目指すこととされたものの、実現が困難な状況であったため、2015 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議において、2016 年内の RCEP 交渉の妥結を期待する旨の共同声明文が発出された。さらにその後、2016 年 9 月の ASEAN 関連首脳会議において、RCEP 交渉の迅速な妥結に向けて、更に交渉を強化する旨の共同声明文が発出された。これまでに 6 回の閣僚会合 (2 回の中間会合を含む) と 16 回の交渉会合を開催している。

2008 年 6 月に設立された ERIA においても、ASEAN と日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの ASEAN+1FTA の進捗状況や将来的な課題等の分析を行っており、東アジア地域全体をカバーする経済統合に向けた本取組は 2015 年 8 月の EAS 経済大臣会合でも賞賛されている。

RCEP (東アジア地域包括的経済連携)

ASEAN と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドが交渉に参加



③ アジア太平洋経済協力 (APEC)

APEC は、日本と豪州が主導して 1989 年に創設した、アジア太平洋における地域協力枠組みである。1994 年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーを 2010 年 (途上エコノミーは 2020 年) までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた (ボゴール目標)。FTA は本目標を達成するための有力な手段の一つであり、アジア太平洋における FTA の質を高めるための具体的な取組として、FTA 交渉の参考となるような文書 (「FTA モデル措置」) が策定されている。また、2006 年の APEC 首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏 (FTAAP) を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APEC における地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌 2007 年の APEC 首脳会議では、その研究成果をまとめた報告書が提出され、既存の二国間及び多国間の FTA についての研究等を実施していくことが承認されたほか、2008 年の APEC 首脳会議では、その進捗が報告されるとともに、今後も継続して検討していくことが合意された。

2010 年には、我が国は APEC 議長国として、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010 年時点においてボゴール目標の達成

に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6、及び環太平洋パートナーシップ（TPP）等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAPの実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。他にも、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、「均衡ある成長」、「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的成長」及び「安全な成長」の5つを達成することを目的とする、長期的かつ包括的な成長戦略を策定した。

2011年及び2012年のAPEC首脳会議では、地域経済統合の推進やグリーン成長の促進、イノベーションの活性化など、「横浜ビジョン」や「成長戦略」の実現に向けて具体的な議論が行われた。

地域経済統合に向けた取組としては、FTAAPに含まれるべき次世代貿易・投資課題について、2011年に「効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進（イノベーションと貿易）」と「中小企業のグローバル生産網への参加強化」について共通原則を策定した。特に「イノベーションと貿易」の論点については、日本は米国と連携しつつ積極的に関与し、上記原則中に「企業間の技術ライセンス契約への政府の不干渉」や、「政府調達の入札に、国内企業が有利となるような参加資格設定の抑止」という要素を盛り込むことに成功した。

また、グリーン成長については、2012年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接的かつ積極的に貢献する「APEC環境物品リスト」

（太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする54品目から構成）に合意し、2011年のAPEC首脳会議における合意（ホノルル宣言）に従い、各エコ

ノミーにおける実行関税率が、2015年末までに5%以下に引き下げられることとなった。環境物品の関税引き下げは、WTOの場でも2001年のドーハ・ラウンドの立ち上げ以降、「貿易と環境」の検討の一環として議論が行われてきたが、ドーハ・ラウンドの停滞する中で、これをAPECで合意できたことは、APECが域内の貿易・投資の自由化推進に果たす役割を実証する顕著な成果であると言える。また、APECでの合意が、WTOにおける環境物品自由化への取組に新たな弾みを与えることとなった。

2013年のAPEC首脳会議では、多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成などについて議論が行われた。

多角的貿易体制の支持については、同年12月の第9回WTO定期閣僚会合（MC9）に向け、パリ・パッケージの早期合意の必要性・緊急性を共有し、多角的貿易体制とMC9を支持する独立文書を発出した。

2014年のAPEC首脳・閣僚会議では、多角的貿易体制、FTAAPを始めとする地域経済統合の進展等について議論が行われた。

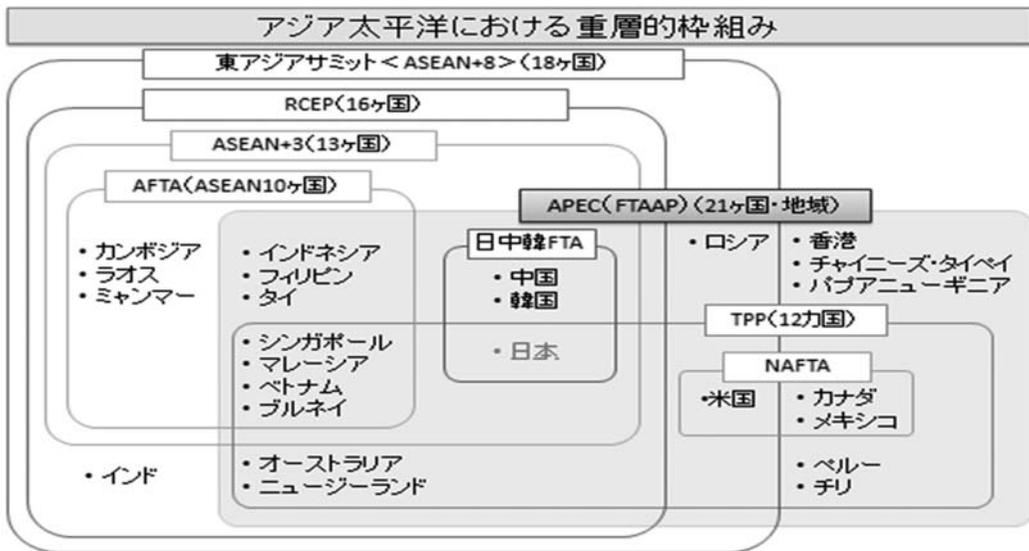
多角的貿易体制については、WTO貿易円滑化協定の採択がなされていない状況に鑑み、WTOの交渉機能を取り戻すように呼びかけるとともに、ITA拡大交渉のできるだけ早期妥結などを促し、多くの閣僚からの支持を得た。また、新たな保護主義的措置を導入しない約束の期限を2018年まで延長することを首脳に進言。FTAAPについては、TPP、RCEP等この地域での既存の取組を礎として可能な限り早期にFTAAPを確立するため、「FTAAP実現に関する議題に係る共同の戦略的研究」の開始等を内容とする「FTAAP実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」に合意。また、製造業関連サービスを次世代貿易投資課題と位置づけ、貿易の自由化・円滑化に向け、2015年中に行動計画を作成することに合意した。環境サービスについても同様に、行動計画を作成することとなった。

2015年の閣僚会議・首脳会議では、多角的貿易体制、FTAAPを始めとする地域経済統合の進展、サービスにおける地域協力等に関する議論が行われた。多角的貿易体制については、2015年12月

のナイロビでの第 10 回 WTO 閣僚会議の成功に向けた独立文書を発出し、貿易円滑化協定の早期批准を促すほか、あらゆる形態の保護主義への対抗を再確認、ITA 拡大交渉のステーキングの議論の早期終結に向けた努力を歓迎した。地域経済統合の進展については、FTAAP は現在進行している地域的な取組を基礎として包括的な自由貿易協定として追求されるべきことや、FTAAP が質の高いものであるとともに次世代貿易投資課題に対処すべきとする「FTAAP への道筋」のビジョンが再確認された。これに関連し、TPP 交渉の大筋合意等の進捗に留意し、また RCEP 交渉の早期妥結を嚮嚟した。サービスについては、「APEC サービス協力枠組み」が策定され、APEC におけるサービス協力の原則や方向性が示されたほか、2025 年までに取るべき行動、達成すべき指標及び目標を含めたロードマップを 2016 年に策定することが決められた。また、製造業関連サービス及び、環境サービスの各行動

計画が承認された。

2016 年の閣僚会議・首脳会議では、地域経済統合の推進、零細・中小企業の近代化等に関する議論が行われた。地域経済統合の推進については、FTAAP の最終的な実現に向けたコミットメントを再確認するとともに、2014 年から開始された「FTAAP の実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」を承認し、同研究に係る提言を「FTAAP に関するリマ宣言」として採択した。また、デジタル貿易の分野については、デジタル貿易に関する作業の次のステップの承認を歓迎されるとともに、APEC 越境プライバシールールシステム (CBPR) の実施の重要性を確認した。更に、サービスについては、[APEC サービス競争力ロードマップ]が承認された。零細・中小企業の近代化については、裾野産業イニシアティブが歓迎され、2017 年に実施されることとなった。



3. 我が国における経済連携の取組

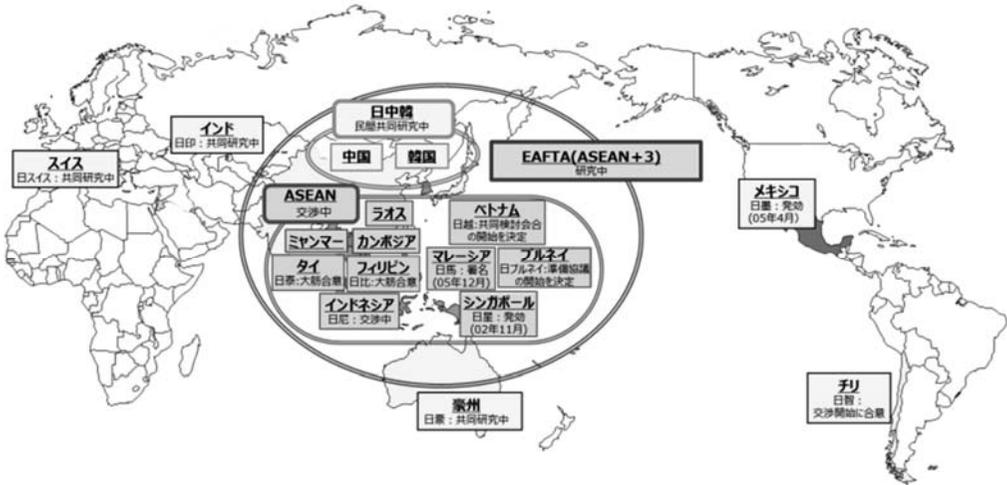
我が国は現在、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2017年2月現在、17か国との間で15のEPA/FTAが発効しており、また、TPPに署名済みで

ある。また、日EU・EPA、RCEP、日中韓 FTAをはじめとしたEPA/FTAの交渉を推進中である。

本節では発効済および交渉中の日本のEPA/FTA他、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。

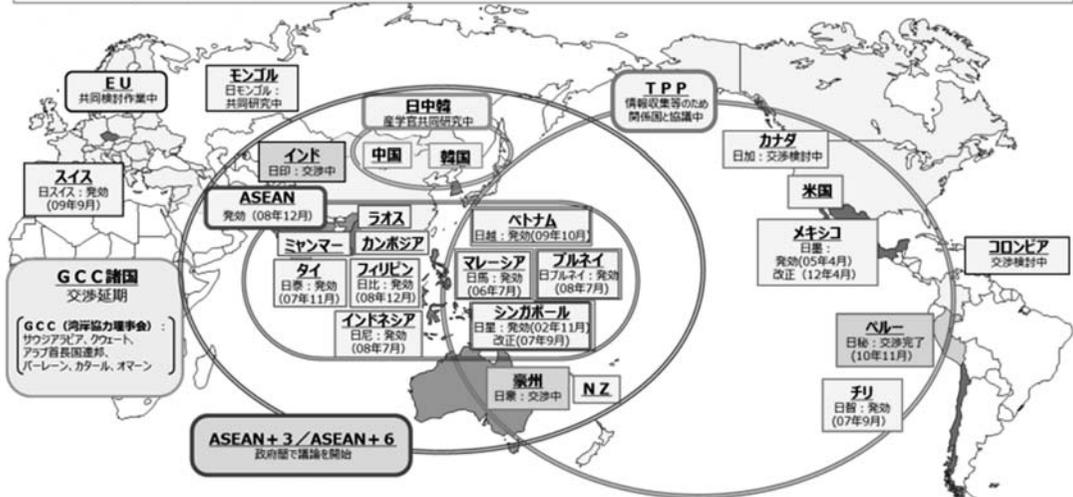
日本の経済連携の推進状況 (2005年12月31日時点)

- 発効済 : シンガポール、メキシコ
- 署名済 : マレーシア ●大筋合意 : タイ、フィリピン
- 交渉中等 : インドネシア、ASEAN、韓国 (交渉中断中)
- 交渉準備中 : チリ、ブルネイ
- 研究中 : EAFTA(ASEAN+3)、日中韓、豪州、インド、スイス、ベトナム



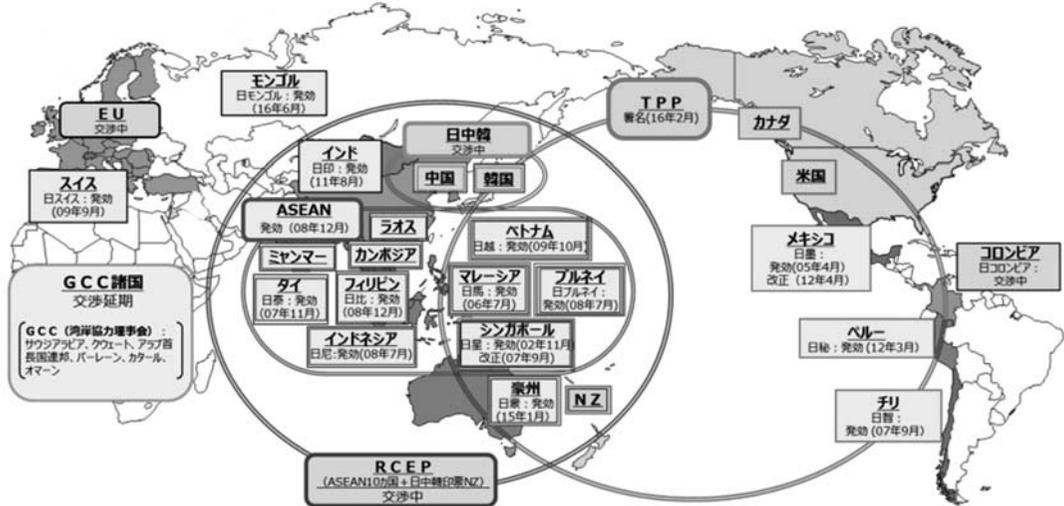
日本の経済連携の推進状況 (2010年12月31日時点)

- 発効済 (10ヶ国1地域) : シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム
- 交渉完了 (1ヶ国) : バルレー
- 交渉中等 (3ヶ国1地域) : 豪州、インド、GCC (湾岸協力理事会)、韓国 (交渉中断中)
- 研究・議論中(1ヶ国3地域) : ASEAN+3 / ASEAN+6、日中韓、モンゴル、EU
- 交渉検討中(2ヶ国) : カナダ、コロンビア



日本の経済連携の推進状況 (2017年2月時点)

- 発効済 : シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、冨州、モンゴル
- 署名済 : TPP
- 交渉中等 : EU、RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ、GCC(湾岸協力理事会)(交渉延期)、韓国(交渉中断中)



(1) 背景

21 世紀に入り新興国経済が急速に発展し、世界の名目 GDP に占める新興国の比率は、2000 年の 20.3%から 2015 年には 39.3%に増大⁵した。一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下し、世界の名目 GDP に占める我が国の GDP の割合は 2015 年には 5.9%となっている⁶。また、世界の貿易構造に目を向けると、我が国を含め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが構築されている。具体的には、我が国や韓国、ASEAN において生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU 等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる⁷。この東アジアでのサプライチェーンの発展にともない、各国は自国に生産拠点を立地させるため、貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、我が国に

とって WTO ドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルール強化が今後とも重要であるが、近年、ドーハ・ラウンドの停滞により、米国や韓国は主要貿易国との間で高いレベルの FTA 交渉を推進しており、2017 年 2 月時点で、署名済/発効済の FTA の相手国との貿易額が貿易総額に占める割合(いわゆる「FTA カバー率」)が、韓国は 60%を超え、米国は 50%に迫る中、我が国の FTA カバー率は 40%弱に留まっている。

2010 年秋に我が国が TPP に対する関心を表明⁸して以降、EU との EPA や日中韓 FTA に向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6 等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このように EPA は相互に推進力となるものであり、引き続き、EU、中国、韓国等、世界の主要貿易国との経済連携に向けた取組を、精力的に進めていくことが重要である。

⁵ 2016 年版通商白書 (P. 4)

⁶ 内閣府「GDP の国際比較」

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/kokusaiihikaku20161222.pdf

⁷ 2011 年版通商白書 (P. 96)

⁸ 菅総理(当時)は 2010 年 10 月に第 176 回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	フィリピン	タイ	チリ	インドネシア	ブルネイ	AJCEP	ベトナム	スイス	インド	ペルー	豪州	モンゴル	TPP
関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
AD、相殺措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフガード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基準・認証制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス貿易	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人の移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競争	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
労働	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
環境	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
電子商取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○
国家間における紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA について

我が国は、2017年2月現在、17か国との間で15のEPA/FTAを発効済み、TPPに署名済みである。これらの国や地域との間では、我が国企業は輸出入の際に通常よりも低い関税率（EPA税率）を適用することができる。また、サービス業を行う際の規

日本のEPA/FTAの歴史は日シンガポールEPAに遡る。2002年の11月の発効後、他のASEAN諸国に対し日本とのEPA/FTA締結への関心が喚起された。2005年4月には日メキシコEPAが発効した。乗用車（大型バス・トラックを除く）に関し7年目に関税撤廃、鉄鋼に関し即時または段階的に関税撤廃、政府調達に関しメキシコのFTA締結国優遇制度による差別的待遇を解消する等、日本の輸出品にとってメリットのある交渉結果であった。また、2008年には日本にとって初の広域EPAとなる、日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定が発効した。二国間EPAを締結していなかったカンボジア・ラオス・ミャンマーをカバーするEPAであり、本協定発効に伴い、原産地規則の累積規定を活用することにより、日本とASEAN域内にまたがるサプライチェーンでEPAが利用可能となった。2015年10月には、日本、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランドの12か国が参加するTPPが、2016年2月に署名に至った。以下、署名済・発効済EPAについて概説する。

制を緩和・撤廃、投資環境の整備、ビジネス環境の整備に係る協議の場の設置等を通じ、貿易・投資相手国におけるビジネス環境が改善する。

カバーされている分野は協定ごとに異なり、署名・発効済みの協定が扱っている分野は以下の通り整理できる（分野の整理は本報告書第Ⅲ部の章立てに従った。なお、規定の詳細については本報告書第Ⅲ部第1章以降該当箇所を参照のこと）。

① 日シンガポールEPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の地域貿易協定（RTA）として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術（ICT）や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進するものである。なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が2007年3月に議定書署名、同年9月に発効に至り、更なる自由化が図られている。

② 日メキシコEPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は2004年11月に批准、2005年4月1日に発効した。本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（約16%（2001年平均実効税率ベース））の大部

分が 10 年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後、日本からメキシコへの輸出額（2014 年）は発効前の 2004 年から約 2 倍、日本のメキシコからの輸入額は約 1.9 倍となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会（2015 年までに 8 回開催）を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、エネルギーセミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。なお、2009 年に 4 月に開始された協定見直し交渉が、2011 年 2 月に合意に至った（同年 9 月署名、2012 年 4 月に発効）。本見直しにより、物品の貿易に関する市場アクセスの条件が更に改善し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告制度等が導入された。

③ 日マレーシア EPA

2004 年 1 月より交渉を開始し、2005 年 5 月に大筋合意を確認、同年 12 月 13 日に両国首脳間で協定に正式署名し、2006 年 7 月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。物品、原産地、サービス、投資、貿易の技術的障害に関する協定（TBT）、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPA の執行が進んでいる。

④ 日チリ EPA

2004 年 11 月の首脳会談において、EPA の可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、2005 年 1 月末に研究会を開始、以後 4 回の会合を実施した。同年 11 月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA 交渉を開始することに合意し、2006 年 2 月から 9 月にかけて 4 回の交渉会合を実施、2006 年 9

月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第 5 回交渉を同年 11 月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007 年 3 月末に日チリ EPA は署名され、同年 9 月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、当時既に約 50 カ国との間で FTA を締結しており、我が国としては、FTA 締結済みの他国に劣後しない日系企業活動環境の確保が重要であった。

⑤ 日タイ EPA

2004 年 2 月より交渉を開始し、2005 年 9 月の大筋合意を経て 2007 年 4 月 3 日に首脳間で署名に至り、2007 年 11 月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を 10 年以内に撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行うこととなった。タイは、投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和した。人の移動分野では、タイ人スパ・セラピスト及び介護福祉士の日本への受入並びに日本人のタイにおける滞在及び労働許可の取得に係る条件の緩和について検討するため現在協議中である。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。タイは、ASEAN 内では最大級の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であったため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第 1 位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており（2016 年現在、日本商工会議所加盟数が 1707 社と ASEAN で最大級）ASEAN における日本企業の中核的な生産拠点である。これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2016 年までに 6 回開

⑨ 日フィリピン EPA

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月9日の日比首脳会談において署名し、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間 EPA である本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数等の詳細は第3章「人の移動」に記載）。

⑩ 日スイス EPA

2005年4月の首脳会談において、日スイス EPA/FTA のメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化の在り方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間で EPA 交渉の開始に合意し、8回の交渉会合を経て2008年9月に大筋合意、2009年2月に署名、同年9月1日に発効した。日スイス EPA は我が国にとって欧米先進国との初の EPA であり、先進国間 EPA のモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化（主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等）、我が国の EPA では初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度の導入、同じく我が国の EPA では初めて電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。また、本協定の実施状況や改正について議論する合同委員会を設置し、2011年2月には第2回の会合、2016年10月には第3回の会合を開催した。このほか、経済関係の緊密化、原産地分野などにおける小委員会も開催されてお

り、EPA の執行が進んでいる。

⑪ 日ベトナム EPA

ベトナムとの EPA は、2006年10月の日ベトナム首脳会談において交渉入りに合意し、2007年1月に交渉開始した。その後計15回の交渉会合を経て、2008年9月に大筋合意に至り、同年12月に署名、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間 EPA となる。

ベトナムは、近年、ビジネス環境整備の枠組みである日越共同イニシアティブ（2003年開始）や日ベトナム投資協定（2004年発効）の効果もあり、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業からの投資は着実に増加し、我が国産業界の関心は非常に高い。しかし、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が今後の課題となっている。日ベトナム EPA は、こうした課題に取り組むとともに、両国間の経済関係の更なる強化に資することが期待される。本協定の締結により、物品貿易分野において、ベトナム側は現地製造業が生産に必要とする部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行う。ベトナム側は、中国 ASEAN FTA、韓国 ASEAN FTA では譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本側は鉱工業品分野でほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人 IT 技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内で IT 技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護士については、将来的な受入れの可能性について、協定の発効後の協議の結果、2011年10月の日ベトナム首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012年6月17日に発効した。EPA に基づき、訪日前日本語研修（12ヶ月間）を現地にて受講し、日本語能力試験 N3 以上合格者で日本側受入施設が確定したベトナム人看護師・介護福祉士を日本が受け入れることとなっており、2014年6月には第1陣候補者138名、2015年5月には第2陣候補者152名、2016年5月には第3陣候補者180人がそれぞれ来日し、いずれも各年8月より就労している。また、裾野産業育成の協力や食品衛生管理及び動植物検疫体制強化のための協力等を行

うことも規定されている。

⑫ 日インドEPA

2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化の在り方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日インド首脳会談で、交渉の実施に向けた事務レベルの準備を開始するよう指示が出された。2007年1月に交渉を開始し、2010年9月の第14回交渉会合にて大筋合意、10月の日インド首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名に至り、同年8月1日に発効した。

インドは我が国からの輸出品の殆どに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。インドへの輸出における主要な有税品目及び2011年時点の関税率は、自動車部品（10%）、鉄鋼製品（5%）、織機（7.5%）などであったが、交渉の結果、自動車部品については10年で関税撤廃、鉄鋼製品については5年、織機は10年で撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の約94%の品目が関税撤廃されることとなる。

⑬ 日ペルーEPA

2008年11月の日ペルー首脳会談において、ペルー側から強い希望のあった日ペルーEPAの交渉開始に向け合意し、2009年1月から3月にかけて、3回の民間研究会を開催した。本研究の報告書を受け、2009年4月に開催された日ペルー首脳会談にて、日ペルーEPA交渉開始が合意された。2009年5月から2010年11月にかけて7回の正式会合と中間会合を開催し、2010年11月に交渉を完了した。その後、2011年5月末に署名し、両国内での批准手続きを経て2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テ

レビ（9%）などであったが、交渉の結果、自動車については即時～10年で関税撤廃、バイクについては9年で撤廃、テレビは即時撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の99%以上の品目が関税撤廃されることとなる。

⑭ 日豪EPA

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究が実施され、本共同研究は2005年4月に終了した。その後、同年4月の首脳会談において、EPA/FTAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化の在り方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に、5回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、首脳間でEPA交渉開始が合意された。2007年4月から2012年6月までに16回の交渉会合を開催するとともに、非公式の実務者レベルの協議を行い、日豪両国の主張の隔たりを埋めるべく議論がなされた。

2014年4月の首脳会談において、7年越しとなった日豪EPA交渉が大筋合意に至り、同年7月の首脳会談で署名、2015年1月15日に発効した。

豪州は我が国にとって中国、米国、韓国、台湾、タイに次ぐ6番目の貿易相手国・地域であり、これまでに締結した二国間EPAのパートナーとしては2番目である。我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、本協定発効時に直ちに8割を超える水準になり、残りも8年目までにはほぼ全てが関税撤廃される。特に、我が国からの輸出の約半分を占める自動車分野（MFN税率5%）では、豪州への完成車輸出額の約75%が即時に関税撤廃され、残る完成車も、3年目（2016年4月）には関税が全て撤廃された。

関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野で高い水準の合意を実現している。

⑮ 日モンゴル EPA

日モンゴル EPA 交渉は、2014 年 7 月の日モンゴル首脳会談において、大筋合意が確認された。また、2015 年 2 月の日モンゴル首脳会談において、両国首脳の間で日モンゴル EPA 及び同協定の実施取極への署名が行われた。2016 年 5 月に協定の効力発生のための外交上の公文の交換が行われ、2016 年 6 月 7 日に協定が発効した。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。また日モンゴル EPA はモンゴルにとって初めての EPA/FTA となり、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」を一層強化するための重要なステップとなる。

⑯ 環太平洋パートナーシップ (TPP) (署名済)

我が国は、2010 年 11 月 9 日に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」(以下「基本方針」)において、TPP については、「その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとし、12 月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を経て策定された「日本再生のための戦略に向けて」(2011 年 8 月 5 日閣議決定)では、「環太平洋パートナーシップ (TPP) については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。」とした。その後、同年 11 月のハワイ APEC 首脳会議を前に、国内で活発な議論が行われ、APEC に臨む総理の会見において、「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明された。

野田総理(当時)の表明をうけ、我が国は 2012 年 1 月から TPP 交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を開始した。

2012 年 4 月に行われた日米首脳会談では、双方

が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致した。その際、米国大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明があった。

2012 年 12 月の衆議院総選挙での政権交代後、安倍総理は就任時の記者会見において、TPP については、「聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上、交渉参加に反対」との自民党の政権公約と、「国益にかなう最善の道を求める」との自民党と公明党との連立合意を確認し、十分に状況・情報を分析しながら、総合的に検討していくことを表明した。

2013 年 2 月に行われた日米首脳会談では、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在すること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の 3 点が首脳間で明示的に確認された。

2013 年 3 月 15 日には安倍総理が記者会見を行い、我が国として TPP 交渉に参加することを表明した。本記者会見において、安倍総理からは、TPP に参加し、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらす旨、発言した。加えて、日米の二大経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、TPP の中だけでなく、RCEP やアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) のルールづくりのたたき台となるはずであると指摘した。

更に 2013 年 4 月 12 日には、日米間の協議が成功裡に終了したことが確認された。この日米協議の結果、保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置⁹等を対象分野として、日米間で TPP 交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定した。自動車分野の貿易に関しては、透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等を対象事項として TPP

⁹ 日本及び米国は、世界貿易機関 (WTO) の衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定) に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

交渉と並行して交渉を行うことを決定した。また、TPP の市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税が TPP 交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓 FTA における米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認した。

また、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPP におけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致した。

同年 4 月に TPP 参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が 11 カ国から承認され、4 月 24 日に米国政府が日本の交渉参加について議会に通知を行った。議会通知してから 90 日経った後、7 月 24 日に、日本はマレーシアで開催中の第 18 回交渉会合の途中から交渉に正式に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。

日本国内においては、TPP 協定及び関連法案は、平成 28 年 3 月 8 日に国会に提出され、平成 28 年 12 月 9 日に TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、平成 29 年 1 月 20 日、協定の寄託国であるニュージーランドに対し、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く国内手続完了の通報を行った。¹⁰

(3) 我が国が交渉中の EPA/FTA について

本項では、我が国が交渉中の EPA/FTA について概説する。現在、日本は日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA のいわゆる 3 つの「メガ FTA」交渉を進めている。また、カナダ、コロンビア、トルコの 3 カ国と交渉中である（日韓 EPA 交渉は 2015 年 2 月時点で交渉中断中、日 GCC・FTA 交渉は GCC 側の要請により交渉が延期されている）。そのほか、AJCEP のサービス貿易章・投資章についても交渉中である。以下、これらの背景とともに、現在行われている交渉をそれぞれ概説する。

① 日 EU・EPA（交渉中）

日本と EU は、世界人口の約 1 割、貿易額の約 4 割（EU 域内を除くと約 2 割）、GDP の約 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りにも寄与するものといえる。

EU は、元来、GATT/WTO を中心とする多角的な貿易交渉を通じた貿易投資自由化を重視しており、FTA については、近隣諸国や旧植民地国を中心として、政治的枠組みの構築を目指す連合協定の一部や、既存の特恵貿易に関する協定を発展的に改組する形で締結していた。しかし、2001 年に立ち上がったドーハ・ラウンド（DDA）交渉が長引き、また、新興国の台頭に伴い世界の経済環境が変化していることから、欧州委員会は 2006 年 10 月「新通商戦略：グローバルヨーロッパ（Global Europe: Competing in the World）」を発表し、WTO が引き続き世界の通商制度における重要なプラットフォームであることを念頭に置きつつ、FTA を通じ、欧州企業にとっての市場アクセスの確保・非関税障壁の改善等の利益を確保する方針を打ち出した。優先的に FTA を締結する対象国は、①市場潜在力（経済規模と成長性）、② EU の輸出利益に対する保護水準（相手国の市場の閉鎖性や関税水準及び非関税措置に加えて、EU の競争相手国との FTA 締結状況等）を総合的に勘案して判断されている。韓 EU・FTA は 2015 年 12 月に発効し、2015 年 12 月にはベトナムとの交渉が妥結した。また、2016 年 10 月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA: the Comprehensive Economic and Trade Agreement）が署名された。さらに、米国とも 2013 年 7 月から環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP: the Transatlantic Trade and Investment Partnership）交渉を行っており、先進国とも通商関係強化に向けた動きをみせている。加えて、2015 年 10 月にはニュージーランド、11 月にはオーストラリアとの間でも FTA 交渉開始に合意した。2015 年 10 月、欧州委員会は、「新たな通商・投資戦略（Trade for ALL）」を発表。EU の

¹⁰ なお、米国は、平成 29 年 1 月 30 日に、TPP 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び TPP 加盟国各国に対して発出した。

通商政策について、①有用性、②透明性、③基本利益としての価値を確保することを目標とした。また、ドーハ・ラウンド、TTIP、日 EU・EPA 等の妥結等を優先事項としている。

日 EU・EPA については、2009 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において、日 EU 経済の統合の強化に協力する意図が表明され、2010 年 4 月の日 EU 定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の「範囲 (scope)」及び「野心 (ambition)」のレベルを定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

スコーピング作業は 2012 年 5 月に実質的に終了し、同年 11 月の EU 外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限 (マנדート) を取得した。これをうけて、2013 年 3 月に行われた日 EU 首脳電話会談において、日 EU・EPA 及び戦略パートナーシップ協定 (SPA) の交渉開始に合意した。日 EU・EPA は、2013 年 4 月の交渉開始以降、2017 年 2 月までに、計 17 回の交渉会合が開催されており、2016 年 12 月に岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員 (貿易担当) との間で行われた電話会談において、残された課題に集中し、互いのセンシティブリティに配慮しつつ、できるだけ早期に大枠合意を実現すべく双方が努力することに合意した。

② 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) (交渉中)

東アジアでの生産ネットワークの拡大及び ASEAN と周辺各国との経済連携の進展に対応するため、我が国は、2006 年に ASEAN に対して日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」についての専門家研究実施を行うことを提案した。同専門家研究会は 2007 年～2009 年にかけて実施され、2009 年、首脳に対し最終報告がなされた。また、2009 年以降政府間での

検討を行っており、まずは貿易円滑化に関し、東アジアにおける包括的経済連携が実現した場合のありうべき制度・手続の簡素化等について 2011 年に報告がとりまとめられた。

2011 年には、我が国と中国が共同して自由化に関する作業部会 (物品貿易、サービス貿易、投資の 3 分野) の設置を提案し、合意された (2. (3) ②東アジア地域包括的経済連携の項参照)。また、ASEAN 側から、これまでの「ASEAN+3」の枠組みでの「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」及び「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた東アジアの包括的経済連携の枠組み (RCEP : アールセップ) の提案があり、歓迎された。

その後、2012 年 8 月の ASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、「RCEP 交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11 月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年 11 月には、ASEAN 関連首脳会合において、「RCEP 交渉の基本指針及び目的」を 16 カ国 (ASEAN+日中韓印豪 NZ) の首脳間で承認し、RCEP 交渉の立上げが宣言された。「RCEP 交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指すこと、既存の ASEAN との FTA を上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP 交渉は、2013 年早期に最初の交渉会合を開催し、2015 年末までに交渉完了を目指すこととされた。

2013 年 5 月にブルネイで第 1 回交渉会合が開催されて以降、2017 年 2 月までに 16 回の交渉会合と 6 回の閣僚会合 (2 回の中間会合を含む) が開催されている。2014 年 8 月にミャンマーで開催された第 2 回閣僚会合では、物品貿易に関するイニシャル・オファーの進め方やサービス・投資の自由化方式について議論が進展した。2015 年 7 月の中間閣僚会合では、電子商取引、金融、電気通信の作業部会の立ち上げに合意し、8 月の第 9 回交渉会合で第 1 回目の作業部会を開催。8 月 24 日の第 3 回閣僚会合では、物品貿易のイニシャル・オファーの水準に合意した。同年 10 月に行なわれた第 10 回交渉会合では、閣僚会合の成果を受け、物品、投資、サー

ビスの主要3分野において、具体的な交渉が開始された。現在、貿易交渉委員会(Trade negotiating Committee)に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、経済技術協力、法的制度的事項、電子商取引、貿易の技術的障害(STRACAP)、植物衛生検疫措置(SPS)、原産地規則、貿易円滑化・税関手続、金融、電気通信、中小企業等、幅広い分野について交渉が行われている。交渉立ち上げ時に掲げた「2015年末の交渉完了」目標は実現が困難な状況にあったため、2015年11月のASEAN関連首脳会議において、2016年内のRCEP交渉の妥結を期待する旨の共同声明文が発出された。さらに、2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、更に交渉を強化する旨の共同声明文が発出された。

広域の経済連携であるRCEPによって、複数の締約国で分業生産される製品も関税優遇を受けられるようにしたり、東アジア地域での原産地規則等のEPA利用手続を統一したりすることができれば、東アジア地域の高度なサプライチェーンを反映したルールづくりに資するものとなる。

③ 日中韓 FTA (交渉中)

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。東アジア全体に展開されるサプライチェーンにおいて、三カ国間で極めて緻密な工程間分業が構築されている。また、特に中国は、巨大な成長市場としてみますますその重要性を増している。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の21.2%、5.6%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている(2015年、財務省貿易統計による)。

しかしながら、日中韓の3カ国の間にはFTAは存在しないことから、日中韓の貿易・経済関係をより緊密化することによって、日中韓さらにはアジア太平洋地域の貿易・経済発展を図るべきとの声が高まり、2000年代初頭から自由貿易枠組みを研究・模索する動きが活発になった。

こうした状況の中、2003年から、日本：総合研究開発機構(NIRA)(2009年にジェトロ・アジア

経済研究所に交代)、中国：国務院発展研究センター、韓国：対外研究政策研究院が主体となって民間共同研究が行われた。2009年には、これまでの民間共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、産官学共同研究を実施することが合意され、産業界及び政府が参加した研究が開催されることとなった。2010年5月の第一回会合を皮切りに、7回の会合が開催され、2011年12月に3カ国による共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」「その他論点」などの章で構成され、さらに「その他論点」章は、衛生植物検疫措置(SPS)や貿易の技術的障害(TBT)、知的財産権、透明性、競争政策、紛争解決、産業協力、消費者安全、電子商取引、エネルギー・鉱物資源、産業協力、食料、政府調達、環境の各分野から成っている。各項目には、日中韓各国の貿易投資の状況のほか、法令・制度の概要、さらには将来のあり得べき日中韓FTAに向けた考え方などが記述されている。

同報告書は2012年5月の日中韓サミットに報告され、3カ国の首脳は、2012年内の交渉開始につき一致した。その後、事務レベルの協議を経て、2012年11月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓FTAの交渉開始を宣言した。2015年10月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年11月の日中韓サミットでは包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。加えて、2016年10月の日中韓経済貿易大臣会合では、日中韓FTA独自の価値を追求して一層努力していくことを確認した。2013年3月の交渉開始以降、2017年2月までに、11回の交渉会合が開催されている。

④ その他の我が国のEPA/FTA交渉

(a) 日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)(サービス貿易章・投資章)(実質合意)

ASEAN全体とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)は、2016年2月時点でインドネシアを除く全ての参加国との間で発効している。継続協議となっていたサービス・投資章については2010年10月より交渉が行われ、3年にわたる交渉

を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整を行っている。

(b) 日カナダ EPA 交渉 (交渉中)

日カナダ EPA 交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月の日加首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。なお、日本からカナダへの輸出における有税品目は総額の39.3% (2015年)、カナダから日本への輸出における有税品目は32.9% (2015年)となっている。また、カナダへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車(6.1%)、自動車部品(6~8.5%)、ギアボックス(6%)、タイヤ(7%)となっている。

(c) 日コロンビア EPA (交渉中)

2008年に設立された両国産学官の代表者で構成する「日本コロンビア賢人会」により、日本とコロンビアとのEPAが、2008年にコロンビア大統領に対し、2009年に総理に対して提言された。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、発効済みの中南米諸国・米国・カナダ・EUとのFTAに加え、韓国とのFTAに署名済みである。

この様な状況の中、「日本コロンビア賢人会」による提言をふまえて開始されたコロンビアとの投資協定交渉は、2010年12月に実質合意に至り、2011年9月のコロンビア大統領訪日時に署名式を行った(2015年9月発効済)。また、同署名式の機会に行われた、日コロンビア首脳会談において日コロンビアEPAの共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月から、2012年5月まで共同研究が行われ、2012年7月に、あり得べきEPAは両国に多大なる利益をもたらすであろうとの報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を

開催することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催された。最近では2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。

(d) 日トルコ EPA (交渉中)

トルコと我が国とは、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げるにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、最近では2017年1月に第6回交渉会合が開催された。

日トルコEPAによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

(e) 日GCC・FTA (交渉延期)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる湾岸協力理事会(GCC)諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に総理とサウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約75% (2015年)を占め、また我が国からの総輸出額も約2.7兆円に達する(2015年)など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。なお、サウジアラビア、カタール、UAE、クウェートとは、それぞ

れ二国間の対話の場を設置し、関係の強化に努めている。

(f) 日韓 EPA (交渉中断)

日韓 EPA は、2003 年 12 月に交渉を開始したものの、2004 年 11 月以降事実上中断している。その後、2008 年の韓国大統領の就任を機に、日韓の両首脳間レベルで、交渉再開に向けた動きが見られるようになった。まず、2008 年 2 月の総理と韓国大統領との日韓首脳会談では、交渉再開を検討していくことが合意され、さらに同年 4 月の首脳会談でも、「日韓 EPA 交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催することで一致した。この合意に基づき、同年 6 月と 12 月に、課長級による実務者協議が開催されることとなった。

2009 年 1 月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを格上げし、検討を促進していくことが合意され、同年 7 月と 12 月に審議官級による実務者協議が開催された。2010 年 5 月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、同年 9 月と翌年 5 月に、交渉再開に向けた局長級事前協議が開催された。そして、2011 年 10 月に総理と韓国大統領の間で行

われた首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業を本格化させることで合意したが、現在まで交渉再開には至っていない。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時に、国際水平分業関係にあり、アジアの経済を共に牽引する先進国同士である。韓国側は対日貿易赤字の是正等を主張しており、交渉再開にはまだ至っていないが、日韓 EPA は、両国企業の国境を越えた競争・協力を促進することを通じて両国の生産性・効率性を向上させ、さらには二国間関係に留まらず、アジア地域経済全体の一層の発展に貢献するという意味で有効である。

日韓の貿易品目を見てみると、日本から韓国への輸出における有税品目は総額の 63.3%を占める一方、韓国から日本への輸出における有税品目は 26.5%にとどまっており、韓国が、日本から輸入する品目の多くに関税がかけられているため、日本にとっては、日韓 EPA により関税が削減された場合の、輸出拡大が期待できる。なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車 (5~10%)、化学工業製品 (1~385.7%)、一般機械 (3~13%)、電気機器 (3~13%) となっている (2015 年)。

